

2021年11月1日

日本海信用金庫

「新型コロナウイルス感染症対策特別融資」の取扱期間延長について

日本海信用金庫（理事長 小川 義弘）では、2020年4月14日より新型コロナウイルスの感染拡大により直接的・間接的に影響を受けている事業者の方に速やかに対応するため、「新型コロナウイルス感染症対策特別融資」の取扱いを開始しておりますが、影響拡大の長期化が予想されるため取扱期間を延長しますのでお知らせします。

引き続き、相談窓口では、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けたお客様の必要資金および返済条件の変更のご相談、また経営課題のご相談などに対しきめ細かく対応いたします。

1. 対象者

新型コロナウイルス感染症の拡大により直接的・間接的に影響を受けている事業先

2. 融資条件

- | | |
|-----------|--|
| (1) 資金用途 | 運転資金 |
| (2) 融資金額 | 3,000万円以内 |
| (3) 融資形式 | 手形貸付または証書貸付 |
| (4) 融資期間 | 7年以内（据置1年以内を含む。手形貸付は1年以内） |
| (5) 返済方法 | 一括返済または分割返済 |
| (6) 融資利率 | 1.10%以上（固定金利） |
| (7) 連帯保証人 | 個人事業主：原則不要
法人：代表者1名（ただし経営者保証に関するガイドライン適用も可） |
| (8) 担保 | 原則不要 |

3. 対象期間

2020年4月14日（火）～2022年3月31日（木）

以上